諮問番号：令和２年度諮問第６号

答申番号：令和２年度答申第８号

答申書

第１　審査会の結論

　　　本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第２　審査請求に至る経過

　１　処分庁大阪市長（以下「処分庁」という。）は、平成31年４月１日、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）及び家屋（以下「本件家屋」といい、本件土地と併せて「本件固定資産」という。）に係る令和元年度固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の税額を〇〇円（土地相当税額〇〇円、家屋相当税額〇〇円）とする賦課決定処分を行った。

２　審査請求人は、令和２年〇月〇日に発生した火災により本件固定資産に損害を受けたとして処分庁あてに令和元年度及び令和２年度の固定資産税等減免申請書（以下「本件減免申請書」という。）を同年〇月〇日の通信日付にて郵送により提出し、当該申請書は同月〇日に処分庁に到達した。

３　処分庁は、本件減免申請書について、大阪市市税条例（以下「市税条例」という。）第95条第１項第１号に規定する期限を過ぎて提出されたことを理由として、令和２年３月９日付けで本件家屋に係る令和元年度固定資産税等減免不承認決定処分（以下「本件処分１」という。）を行った。

４　審査請求人は、令和２年３月24日、本件処分１を不服として、大阪市長に対して審査請求をした。

５　処分庁は、令和２年４月１日、本件固定資産に係る令和２年度固定資産税等の税額を〇〇円（土地相当税額〇〇円、家屋相当税額〇〇円）とする賦課決定処分を行った。

６　処分庁は、前記３と同様の理由で令和２年４月９日付けで本件土地に係る令和元年度固定資産税等減免不承認決定処分（以下「本件処分２」という。）を行った。

７　審査請求人は、令和２年４月21日、本件処分２を不服として、大阪市長に対して審査請求をした。

８　処分庁は、前記３及び６と同様の理由で令和２年５月15日付けで本件固定資産に係る令和２年度固定資産税等減免不承認決定処分（以下「本件処分３」といい、本件処分１及び２と併せて「本件各処分」という。）を行った。

９　審査請求人は、令和２年５月20日、本件処分３を不服として、大阪市長に対して審査請求をした。

第３　審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

(1) 令和２年〇月〇日期限の書類が同月〇日の消印のため、受理できないとのことだが、他人が出した失火にて住む所もなく、民泊を転々とし、働きながら住む所、衣服、家電などを用意しなければならず、母や自分の病気もあり無理ができず、申請書の提出期限にポスト投函したのだが、同月〇日が祝日だったため、同月〇日の消印になったと思われる。同月〇日の消印がいるのであれば、西成郵便局は18時まで営業しているので、ポスト投函せずに窓口に持っていったのだが、消印が重要であるとは聞いていなかったのでポスト投函してしまった。

　　 期限厳守であるのは十分理解できるが、私としてもぎりぎり間に合うタイミングで投函したつもりでいた。まさかコロナの影響により郵便局が時短していて結局、翌日の集荷になるとは予想していなかった。

(2) 令和２年３月24日に不服の申し立てをしたが、令和元年度の土地に係る減免不承認決定通知書は送付するのを忘れていたとのことで同年４月９日付けでもらった。

　　 こちらからの書類は日付について厳守と言いながら、市税事務所は１か月もたってから電話で連絡してきて郵送してくるのでよいのか。

令和２年度の納税書類は同年３月に送ってきていて、減免不承認決定通知書は同年５月15日とはどういうことか。普通、納税書類よりも前、若しくは一緒に送付してくるものではないのか。市税事務所は後から送ってきてもよくて、こちらからの書類は日付厳守とはどういうことか。

２　処分庁の主張

(1) 審査請求人は、減免申請書の提出期限を令和２年〇月〇日と把握していたが、住む所もなく民泊を転々としていたため提出期限がぎりぎりになったと主張しているが、減免申請書の提出期限については、市税条例第95条第１項第１号により、災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日であり、同月〇日となる。

令和２年〇月〇日に行った実地調査時に、申請期限や添付書類の内容も含め減免申請の手続きについて説明を行い、減免申請書及び返信用封筒を交付している。

また同年〇月〇日、審査請求人へ、本件減免申請書の提出期限が同月〇日であるため至急提出するよう再度連絡したが、提出期限までに減免申請がなされなかったことから、減免申請を承認することはできない。

　　審査請求人は消印が重要であるとは聞いていないと主張しているが、減免申請書は地方税法（以下「法」という。）第20条の５の３に規定される書類ではないため、審査請求人に対して消印で判断するとの説明は行っていない。

(2) 本件処分２に係る通知書の送付が遅いとの審査請求人の主張について、本件土地は災害により土地本来の用に供し得なくなった場合ではないため、令和２年〇月〇日の実地調査及び同年〇月〇日と同月〇日の架電の際に減免対象外となる旨説明していたことから、先に家屋に関する減免の申請を承認しないことを決定し、その後、土地に関しても減免の申請を承認しないことを決定したものである。

　　　 また、本件処分３については、令和２年度固定資産税等納税通知書を送達した後に改めて決定したものである。

　　　　なお、減免不承認決定通知書の送付期限は、特に定められていない。

第４　審理員意見書の要旨

１　結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第２項の規定により、棄却されるべきものと判断する。

２　理由

(1) 本件減免申請書の提出期限について

災害に係る固定資産税等の減免申請書は、「災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日」までに提出しなければならないとされているところ、処分庁は、本件減免申請書の提出期限を令和２年〇月〇日としていることから、処分庁は「災害のやんだ日」を本件土地上の本件家屋に対する火災の発生日である同年〇月〇日と判断していることが推認できる。

当該火災について、審理員が職権で調査したところ、当該火災は令和２年〇月〇日午前〇時〇分頃に発生し、約１時間半後にほぼ鎮火したとされることから、処分庁が、同日をもって「災害のやんだ日」と判断したことに不合理な点はない。

したがって、本件減免申請書の提出期限である「災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日」は同年〇月〇日となる。

　　 なお、災害等による申告等の期限延長の規定が定められているが、審査請求人から当該期限延長の申請書の提出があった事実は認められないことから、本件減免申請書の提出期限は前記のとおり令和２年〇月〇日となる。

(2) 提出期限に係る審査請求人の主張について

審査請求人は、本件減免申請書の提出期限について、令和２年〇月〇日と解したうえで、消印がいるのであれば、ポスト投函せずに窓口に持っていったのだが、消印が重要であるとは聞いていなかったので提出期限にポスト投函し、祝日だったため、同月〇日の消印になったと思われる旨主張し、固定資産税等の減免を求めているが、本件減免申請書の提出期限は同月〇日であり、提出期限を経過していることは明らかであるため、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 本件各処分の日付について

審査請求人は、本件処分２について、１か月もたって忘れていたので電話で連絡してきて郵送してくるのでいいのか、また、本件処分３について、令和２年度の納税書類よりも前、若しくは一緒に送付してくるものではないのか、と主張している。

審査請求人は、本件減免申請書で本件固定資産について併せて減免申請を行っていること、また、減免申請の対象となる税額は令和元年度の第４期分の税額及び令和２年度の税額となることを鑑みると、減免申請を行った者へのわかりやすさの観点からも、本件各処分については、併せて行い通知することが望ましいものと考える。

しかしながら、本件処分２については、処分理由が、本件処分１と共通した処分理由である、提出期限を経過していることに加え、「なお、当該土地については、災害により土地の本来の用に供することができなくなった部分（土地の隆起や陥没等）が確認できず、市税条例第91条第１項に該当しない。」とされており、処分庁が主張するように、そもそも減免対象外である旨について処分庁が事前に審査請求人に説明していたこと等の事情を斟酌すると、必ずしも本件処分１と併せて行わなければならない規定や減免不承認決定通知書の送付期限に関する規定も見当たらないことからも、本件処分２が本件処分１とは別になされたことをもって直ちにそれぞれの処分の違法性又は不当性に影響を及ぼすとまではいえない。

また、本件処分３についても、処分庁が令和２年度固定資産税等納税通知書を送達した後にあらためて減免の申請を承認しないことを決定したと主張するように、そもそも税の減免とは、賦課や申告により確定した租税債権の全部又は一部を放棄するものであることから、本件処分１及び２とは別に、令和２年度の固定資産税等の賦課決定後になされた点については不合理であるとまではいえない。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和２年９月９日　諮問書の受理

令和２年９月17日　調査審議

令和２年10月１日　調査審議

令和２年10月15日　処分庁からの資料の収受

令和２年10月22日　調査審議

令和２年11月５日　調査審議

第６　審査会の判断

１　関係法令等の定め

(1) 固定資産税等の減免について

ア　市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる（法第367条）。

イ　都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとするとされ、市町村長が法第367条の規定によって固定資産税額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても、当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする（法第702条の８第１項及び第７項）。

　　　ウ　災害により損害を受けた土地及び家屋に対する固定資産税は、申請に基づき減免する（市税条例第91条第１項及び第２項）。

エ　上記ウによる減免は、１月２日から３月末日までの間に災害による損害を受けた場合は、災害による損害を受けた日の属する年度分の税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の税額について行う（市税条例第91条第４項第１号）。

オ　上記ウによる減免を受けようとする者は、納税者の氏名及び住所、固定資産の種類及び所在等を記載した申請書を災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日までに提出しなければならない（市税条例第95条第１項第１号及び第２項）。

(2) 災害等による期限の延長について

ア　地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる（法第20条の５の２）。

イ　市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までに、申告等をすることができないと認めるときは、申告等をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から２月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長する（市税条例第13条第５項）。

ウ　期限の延長を受けようとする者は、前項に規定する理由がやんだ後速やかに、申請書にその証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない（市税条例第13条第６項）。

(3) 郵送等に係る書類の提出時期について

　この法律又はこれに基づく条例の規定により一定の期限までになすべきものとされている申告、徴収の猶予若しくは申請による換価の猶予の申請又は更正の請求に関する書類その他総務省令で定める書類が郵便又は信書便により提出されたときは、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす。（法第20条の５の３）

２　争点等について

(1) 減免申請書の提出期限について

災害による固定資産税等の減免申請書は、前記１(1)オのとおり、災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日までに提出しなければならないとされている。この点について、「「災害被害者に対する市税の減免措置について」の一部改正について」（令和元年９月30日付け税務総長通知）（以下「総長通知」という。）において、「個別の火災の場合の「災害のやんだ日」の判断例として、ほとんどの場合、鎮火日をもって、災害が引き続き発生するおそれがなくなり、同日から災害復旧に着手できると考えられ、この場合、同日が「災害のやんだ日」となる。」とされている。

これを本件においてみると、令和２年〇月〇日に発生した本件土地上の本件家屋に対する火災は、午前３時55分頃に発生し、約１時間半後にほぼ鎮火したことが認められることから、同日をもって「災害のやんだ日」とし、「災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日」である同年〇月〇日が本件減免申請書の提出期限となる。

なお、前記１(2)のとおり、災害等による申告等の期限延長の規定が定められているが、審査請求人から期限延長の申請書の提出はなく、当該規定が上記認定を左右するものではない。

審査請求人は、本件減免申請書の提出期限について、令和２年〇月〇日と解したうえで、同日の消印がいるのであれば、ポスト投函せずに窓口に持っていったが、同日が祝日だったため、翌日の消印になったと思われることや家族や本人の病気により提出期限ぎりぎりになってしまったこと等を理由に、減免を認めてほしい旨主張している。

しかしながら、減免申請書は前記１(3)に規定される書類ではないため、通信日付印により表示された日に提出されたものとみなすものではなく、提出期限までに到達しなければならないものであることから、令和２年〇月〇日に処分庁へ到達した本件減免申請書は提出期限を徒過しており、審査請求人の主張は採用できない。

(2) その他の審査請求人の主張について

　　 審査請求人は、本件処分２については、１か月もたってから電話で連絡してきたうえで郵送により通知するという処分庁の事務処理は適切ではなく、また、本件処分３については、当該年度の納税通知書類よりも前、若しくは一緒に送付してくるものではないのか、と主張している。

本件減免申請及び本件各処分の日付については、本件減免申請書が令和２年〇月〇日に処分庁に到達しているのに対し、処分庁は同年３月９日付け、同年４月９日付け及び同年５月15日付けで、本件各処分を行っている。

　　本件減免申請の対象税額が、上記１(1)エのとおり令和元年度第４期及び令和２年度の税額となることや、対象となる資産が土地と家屋の複数にわたること等を踏まえたとしても、本件減免申請に対する不承認の通知は一括して行うことが望ましいが、当該不承認決定通知の送付期限等に関しては特段の規定もなく、また、申請から遅くとも３か月程度で応答していることから、本件各処分が別々になされたことをもって、直ちにそれぞれの処分の違法性又は不当性に影響を及ぼすとまではいえない。

(3) 本件処分の適法性及び妥当性について

　　以上のとおり本件減免申請は、提出期限を徒過して行ったものであり、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

３　審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

４　結論

よって、本件各審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は第１記載のとおり答申する。

（答申を行った部会名称及び委員の氏名）

大阪市行政不服審査会税務第１部会

委員（部会長）　秋山利元、委員　吉岡奈美、委員　平松亜矢子

別紙省略